

NPO 法人日本視覚柔道連盟 選手強化に関する規程

1. 総則

(1) 目的

本規程は、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会等の日本代表選手(推薦選手)を選考する手続きその他の事項について定める。

日本視覚障害者柔道連盟（以下「本連盟」という）がこの規程を定める第一の目的はパラリンピック競技大会、世界選手権大会等で金メダルを獲得することにある。

また、強化委員会において長期、中期、短期の強化計画を策定し、世界で金メダルを獲得できる選手を育成・強化すると共に日本代表として選考し、パラリンピック競技大会、世界選手権大会等において金メダル複数を含む全階級でのメダル獲得を目指す。

(2) 最終的な権限の所在

- ①主な競技大会への日本代表選手を選考する最終的な権限は本連盟にある。本連盟理事会は競技大会への選手選考を強化委員会に委任する。
- ②全ての選考において、強化委員会委員は主観的な見識ではなく、客観的、具体的な事実に基づいて行われるように努める。
- ③強化委員会委員のみが代表選手選考の議決権を有する。強化委員長は選手選考が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されることを保証する責任を負う。

(3) 代表選手選考手順

- ①コーチ会議で日本代表候補選手の原案を作成し、強化委員会が最終決定する。
- ②決定には強化委員会において委員の三分の二以上が出席（委任状出席含む）し、審議の上、出席した委員が当該候補選手を代表選手とすることにつき賛否を問い合わせ、過半数の賛成を獲得した場合にはその選手を代表として選出する。賛否が同数の場合には、強化委員長の決定にゆだねられる。ただし、当該選手と所属が同一である等特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができない。
- ③選考に際しては、最も金メダル獲得が期待できる選手を念頭に下記2. (1)～(5)に記載の選考基準を参考に実施する。また、各大会における代表候補選手の情報収集は、監督が適切な強化コーチと共にを行う。

(4) 選考対象者の資格及び行動規範

- ①下記2. に記載の大会への日本代表選考対象選手となるには、以下の要件を満たす必要がある。
 - a. 国際視覚障害者スポーツ連盟（以下「IBSA」という）あるいは大会主催団体の出場資格条件を満たしていること。例）パラリンピックの場合、IBSA ランキングによる出場資格を有すると見込まれること。
 - b. 日本国籍を有し、本連盟に登録していること。
 - c. 本連盟の強化選手であること。
 - d. 柔道精神を理解し、社会規範を遵守していること。
 - e. 日本オリンピック委員会のアンチ・ドーピング規程に定められている競技者の義務を

果たしていること。

②日本代表選手は、日本の柔道家の中から選抜された選手であり、日本の柔道を代表するに相応しい言動と態度を示さなければならない。

2. 日本代表選手選考基準・出場資格等(パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会等)

(1)パラリンピック競技大会日本代表推薦選手選考基準

- ①IBSA ランキングシステムによるパラリンピック出場資格を有すると見込まれる選手を選考の対象とする。
- ②2022-23 年に開催される世界選手権大会と同年に日本で開催される国際大会と共に優勝し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を次年度のパラリンピック競技大会の代表選手として内定する。
- ③上記①、②の内容を踏まえ、2022-23 年に開催される国際大会および国内大会の成績を考慮し、強化委員会において出席した委員三分の二以上の賛成があった場合、当該選手を次年度のパラリンピック競技大会の代表選手として内定する。
- ④以上のか、本連盟が実施した強化合宿の結果と内容から総合的に判断する。^{※1}併せて、選考時に大会本番に向けて選手の怪我や病気がパフォーマンスに重大な影響を及ぼすと予想される場合は、本連盟が指定する医師の診断を仰いだ後、選考の要件として考慮する。
- ⑤上記で内定していない階級は代表選考手順に従い選考する。

※ただし、本基準は 2024 年パラリンピックパリ大会のみに適用し、2025 年大会以降については内容を検証し、見直しをする。

(2)世界選手権大会日本代表選手選考基準

- ①パラリンピックまたは世界選手権大会優勝者が、同年に日本で開催される全日本視覚障害者柔道大会の同階級で優勝した場合は、次年度の世界選手権大会の代表選手として内定する。
- ②以上のか、下記(5)に記載の対象大会の結果と内容から総合的に判断する。^{※1}併せて、選考時に大会本番に向けて選手の怪我や病気がパフォーマンスに重大な影響を及ぼすと予想される場合は、本連盟が指定する医師の診断を仰いだのち、選考の要件として考慮する。
- ③2 名選出する階級については、下記(5)に記載の対象大会の結果と内容及び世界団体戦、パラリンピックを視野に入れ、世界及び日本の競技力動静を鑑み選考する。
※ただし、本基準は、2024 年までの世界選手権大会を対象とし、2025 年大会以降については見直しをする。

(3)アジア競技大会日本代表推薦選手選考基準

- ①アジア競技大会の日本代表推薦選手選考は、世界選手権大会の選考基準に準じて行う。

②アジア競技大会は、将来性を鑑み若手有望選手を選考することができる。

※1「総合的に判断する」とは、例えば「成績」を考慮する際には、最終順位のみでなく他の種々の要素も判断材料とする。これらの要素とは、その大会のレベル、組合せ、対戦相手、技の判定、負傷、その他最終結果に影響した可能性のある要素を意味する。世界選手権大会、アジア競技大会及び直近の伸び率、将来性、強化合宿の参加状況等も選考の判断材料にできる。

(4)代表選考の時期

代表選考の時期は大会期日を踏まえ、強化委員会が決定する。

(5)選考判断の対象となる競技大会

①国際大会

- ・前回のパラリンピックまたは世界選手権大会
- ・グランプリ
- ・大陸選手権大会（アジア競技大会、アジア・オセアニア選手権大会）
- ・その他（強化委員会が派遣する国際大会等）

②国内大会

- ・全日本視覚障害者柔道大会
- ・全国視覚障害者学生柔道大会
- ・その他

3. 日本代表選手の発表、手続き等(パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会)

(1)代表選手(推薦選手)発表の通知及び手続き

- ①代表決定後、速やかに強化委員長及び両監督は代表選手及び補欠の発表を行う。
その際、必ず選考理由についての説明を行う。
- ②強化委員会は、最終選考結果について、選考後に選手及び当該選手の登録団体（以下、「当該所属」という。）に対して代表選手選考の通知をする。
- ③当該大会に出場資格のある選手及び当該所属代表者は、強化委員会に対し選考決定に関する説明を求めることができ、強化委員会は選考理由を開示しなければならない。

(2)大会以前の代表選手の代表撤回または交代

- ①本連盟は、下記の事由がある場合には、代表選手発表後であっても、本連盟は当該選手の代表撤回または交代させることができる。なお、本連盟がある大会の代表撤回または交代させた場合には、当該大会とは別の大会について、下記の事由がない場合であっても、代表撤回または交代をさせることができる。
 - a. 選手が大会のための準備不十分または、合宿に十分に参加しなかった場合。（強化選手としての活動に対する参加と態度が不十分な場合）

- b. 体重の管理に問題がある場合。
- c. 負傷や疾病により大会出場が医学的に相応しくない場合。
- d. 1. (4)①のd, e及1. (4)②に反するような日本選手団の一員としての適格性に欠ける行動をした場合。(日本選手団の一員として相応しい人格、言動、態度。柔道精神を理解し社会規範を遵守すること等)
- e. 天災、地災、戦争、暴動、関係政府及び機関の規制など本連盟の責に帰さない事由により当該大会の開催時期が変更された場合、他大会代表選手を含め、見直すことができる。

②医師の診断

当該選手に対し、試合に出場できるか否かを見極めるために本連盟の指定する医師の診断を受けるよう要求することができる。この診断では、負傷や疾病の状態が、選手が試合に出場しても構わないものなのか、あるいは医学的見地から選手自身に危険があったり、他の選手や関係者、観客にまで影響が及ぶのか等（例えば、伝染病等）の判断に基づき、この時点での出場の可否を強化委員会において決定する。

③代表を撤回された場合、選手の交代が可能であるならば、補欠選手を充てることができる。

(3)不服申し立ての根拠と権利

- ①選考結果に対する不服申し立ては、選考が本規程の手順に則って行われていないこと、または選考過程で著しく公平性に欠いた判断が行われた場合にのみ、行うことができる。
- ②選手または当該所属の代表者は、3. (1)③の強化委員会からの説明に納得できない場合には本連盟不服申立委員会に不服申し立てを行うことができる。
- ③3. (3)②を行使する選手または当該所属は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）に仲裁申し立てをすることもできる。その場合、本連盟不服申し立ては終了すると共に JSAA の仲裁に応諾する。

4. 強化選手選考基準

- ①強化選手は将来的にオリンピック競技大会及び世界選手権大会を見据えた選考を行う。世界でメダル獲得の可能性のある選手を選考する。
- ②将来を見据えて若手を優先的に選考する。
- ③全日本視覚障害者柔道大会で成績を残した者の中で、強化選手としての自覚を持っている者は年齢を問わず選考の対象とし、以下に示すクラスAからCまでを強化選手とする。

クラス A(メダルトップ・アスリート):日本を代表し、世界選手権、パラリンピックで必ずメダルを持ち帰る可能性のある選手

クラス B:国際大会でベスト8に入る選手

クラス C:国内大会で決勝に進んでいる選手

クラス D:国内大会に積極的に参加している選手

5. 強化選手の国籍の取り扱い(検討事項につき割愛)

6. 改廃

この規程の改廃は、強化委員会で審議し、理事会が決定する。

7. 附則

(1)この内規は、2022年 4月 23 日から施行する。

(2)この内規は、2023年 5月 20 日から改正施行する。

平成30年12月22日

強化指定選手選考規定

(特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟)

1 強化指定選手の選考基準について

特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟（以下柔道連盟という）・強化委員会において、透明性のある選手選考基準を明確にするため、下記の通り、今年度における強化指定選手の選考基準を提示する。

2 選考に際しての基準とした事項

- (1) 公益財団法人全日本柔道連盟並びに柔道連盟の登録者であること。
- (2) 健康上の問題が無く、柔道競技を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (3) 強化指定選手として、礼節と規律を遵守し、日本の代表となり得るもの。
- (4) 本連盟が行う強化合宿をはじめ、各種行事に参加が可能なもの。
- (5) 平成30年度に本連盟が実施した次の3事業のいずれかの条件を満たす選手。
 - ①「第33回全日本視覚障害者柔道大会」の2位までの選手。
 - ②「第11回全国視覚障害者学生柔道大会」の1位の選手。
 - ③平成30年度に本連盟が派遣した国際大会に出場した選手。
- (6) 上記以外に本連盟の強化委員会が推薦した選手。
- (7) 強化指定選手は、上記基準に照らし合わせ、原則として半期に一度入れ替えを行う。
- (8) 上記内容を強化委員会内において、厳正に審査し決定する。

3 選考に際して配慮する事項

- (1) 強化指定選手は厳正適格選出を基本とし、更に強い選手の輩出とパラリンピック及び世界選手権での好成績を主眼に育成枠を設ける。また、基準に照らし合わせて、選手の見直し（入替）を臨機応変にできることとする。
- (2) 強化指定選手に選考されるものは、国際パラリンピック委員会（IPC）の登録や国際クラス分けを受けていることが望ましいが、状況に応じてこれを考慮する場合もある。なお、国際クラス分けを受けてない場合には、「IBSA指定書類のMDF（医療診断書）」を提出させることとする。
- (3) JPC所定のメディカルチェック関係書類（「基本健康調査書」及び「医師診断書」）を提出させることとする。

4 その他

- (1) 強化委員会が主催する強化合宿、医科学測定等については、その都度個別に参加の有無を確認する。詳細等についてもその都度指示する。
- (2) 強化指定選手は、柔道精神を理解し、社会規範を遵守すること。また、相応しい言動と態度をとらねばならない。
- (3) やむを得ない理由以外、強化合宿には全て参加しなければならない。

5 この選考規定は、平成31年 4月 1日から適用する。

視覚障碍者柔道連盟アスリート委員会規定

(総則)

第1条 NPO 法人全日本視覚障害者柔道連盟（以下、本連盟）理事会の承認を経て設置するアスリート委員会について定める

(委員)

第2条 委員会は委員長1名、現役選手の中から男女それぞれ1名ずつを委員として構成する。

第3条 委員長の資格は視覚障碍者柔道選手として強化指定選手の経験を持ち、本連盟会費を納めている者の中から選出する。

第4条 委員の資格は強化指定選手で視覚障碍者柔道の現役選手として経験豊かな者とし、委員長が選任する。

第5条 委員長は立候補と推薦による候補者からアスリート委員会にて選考され選任される。

1 任期満了の4ヶ月前までにアスリート委員長になる資格を持つ者にアスリート委員長選出について周知する。

2 任期満了の3ヶ月前までに事務局に対して書面で立候補を表明する。アスリート委員長を推薦する者は被推薦者の了解を得た上で事務局に対して書面で推薦する。

(任期)

第6条 任期は2年とするが、再任は妨げない。

第6条 委員長が任務を継続できない事由が生じた場合、委員のうちどちらかがその業務を代行する。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 委員において任期途中で現役引退し、委員の資格を失った場合や任務を継続できない事由が生じた場合、委員長が次の委員の指名で次の委員を選任する。その場合の任期は退任した委員の任期が満了するまでとする。

(委員会)

第8条 委員長は委員を代表して会務を掌握する。

第9条 委員長がその任務を継続できない事由が生じた場合、委員長が指名する委員がそれを代行する。

第10条 委員会の開催は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第11条 委員は日常の活動に参加し、業務を処理する。

第12条 委員会は委員長、委員をもって構成するが、委員長は必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして招くことができる。

第12条 委員会で扱う議題は以下に挙げる項目を対象とする。

- (1) 選手の環境に関すること
- (2) 全柔連アスリート委員会との連携に関すること
- (3) JPC アスリート委員会との連携に関すること
- (4) 柔道の普及・啓発に関すること
- (5) 社会貢献に関すること

第13条 委員会は上記第12条に定める活動を行い、その関連事項を処理する。委員会の活動について委員長が理事会に報告する。

付則

- 1 本規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度は第5条、第6条の規定に関わらず、委員会発足の準備期間とし、初回委員の任期は平成31年4月1日から2年とする。
- 3 この規定は必要に応じて強化指定選手との話し合いを経て委員会にて改定できるものとする。

強化スタッフ規程

(特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟)

【目的】

第1条 視覚障害者柔道を理解し、育成・強化とともに人間教育を図り、海外に通用する選手を育てるために強化スタッフを置く。

【強化スタッフの選任】

第2条 強化スタッフは、強化委員会で推薦し、特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟理事会が選任する。

【強化スタッフ（チームドクター・チームトレーナーを含む）の選考基準】

第3条 強化スタッフとして選考されるものは、次の条件のうち（1）（2）を満たし、コーチングスタッフおよびサポートスタッフは以下に述べる資格・経験を有することが望ましい。

- （1）原則として、本連盟が実施する合宿や大会のボランティアとして登録し、3年以上の実績があること。
- （2）公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認のスポーツ指導員（初級以上）の資格を有すること。

A コーチングスタッフについて

- ①柔道のコーチングスタッフ
 - ・国際大会・国内大会で相応の競技経験、指導経験を有すること。
 - ・(公財)全日本柔道連盟公認柔道指導者B指導員以上の資格を有すること。
 - ・(公財)全日本柔道連盟公認審判員資格B級ライセンス以上の資格を有すること。
 - ・JPSA公認のパラスポーツコーチの資格を有すること。

B サポートスタッフについて

- ① メディカルスタッフ
 - ・チームドクター
 - JPSA公認パラスポーツ医の資格を有すること。
 - ・チームトレーナー
 - JPSA公認パラスポーツトレーナーの資格を有すること。
 - または、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、看護師のいずれかの免状を有すること。
- ② 心理サポートスタッフ

- ③ 栄養サポートスタッフ
- ④ マネージメントスタッフ

【種別及び定数】

第4条 上記第1条の目的を達成するために、次の強化スタッフを置く。

- (1) 男子選手監督 1名。
- (2) 女子選手監督 1名。
- (3) 男子選手コーチ 若干名。
- (4) 女子選手コーチ 若干名。
- (5) チームドクター 若干名。
- (6) チームトレーナー 若干名。
- (7) その他この目的達成のため必要なスタッフ。

【職務及び義務】

第5条 強化スタッフは、第1条の目的を達成するために次の職務を行う。

- (1) 選手強化合宿練習メニューの作成。
- (2) 選手強化合宿の指導及びサポート。
- (3) 視覚障害者柔道愛好家の発掘及び育成・強化。
- (4) 国際情報の収集及び分析。
- (5) 国際大会をはじめとする各種大会のコーチ等への参加。
- (6) 強化指定選手に対するコンディションニングサポート
- (7) その他上記第1条の目的を達成するための職務。

【強化スタッフの任期】

第6条 強化スタッフの任期は1年とし、第2条により毎年決定する。

【解任】

第7条 強化スタッフが次の各項の一に該当する場合には、理事会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2、前項の規定により強化スタッフを解任しようとする場合は、議決の前に当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

【報酬等】

- 第8条 強化スタッフは、報酬を受けることができる。
- 2、強化スタッフには、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3、前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

【附則】

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

令和2年 4月 1日一部改正

令和5年 5月 20日一部改正

国内大会競技規則（審判規定）
(特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟)

1 審判規定について

全ての国内大会については、IJF（国際柔道連盟）審判規定、IBSA（国際視覚障害者スポーツ協会）柔道審判規定及び大会申し合わせ事項によって行う。

2 審判員の選考

別紙に定める「日本視覚障害者柔道連盟 審判員選考に関する規則」により、別に定める。

2 予め定める事項

(1) 試合時間

男子、シニア・無段者・女子4分間、団体戦3分間とする。
延長戦は、個人戦、団体戦ともに無制限とする。

(2) 優勢勝ちの判定基準

①個人試合

「有効」以上とする。ただし、試合終了のとき、スコアが同等の場合は「指導」が少ない選手が勝者となるが、スコアも「指導」も同等の場合のみゴールデンスコア方式の延長戦を行い、先にスコアを獲得した選手が勝者となり、先に「指導」を与えられた選手は敗者となる。

②団体試合

「有効」以上とする。ただし、試合終了のとき、スコアが同等の場合は「指導」が少ない選手が勝者となるが、スコアも「指導」も同等の場合は引き分けとする。

3 申し合わせ事項

- (1) 副審は、従来通り二人とする。
- (2) 計量は、大会前日の1回のみとする。
- (3) 青色の柔道衣は使用しない。
- (4) 開始線の色は、青と白とする。

4 IJF 審判規定に対する付則

第1条 試合場

試合開始及び終了時の位置を示すために、幅10cm、長さ50cmの、粘着性の青と白のテープを試合場内の中央、約150cm離れた場所に貼り付ける。
(主審の右側に白テープ、左側に青テープとする)

第3条 柔道衣

J1該当（全盲）の選手は全員、直径7cmの赤い円形マークを柔道衣両袖の外

側に縫いつける。円形の中央は肩から約15cmのところに来るようとする。

また、聴覚障害を持つ選手の場合は、柔道衣両袖の赤マークの下側に縦に並ぶように直径7cmの黄色の円形マークを縫いつける。

J1に該当しない選手で聴覚障害を持つ選手については、直径7cmの黄色の円形マークのみを肩から15cmのところに円形の中央が来るよう縫い付ける。

第7条 副審の位置と義務

両副審は両選手を畠の縁から試合場内の決められた場所に誘導し、2人を向かい合わせて副審は所定の位置に戻る。試合が終わり、主審が勝者を宣言し、両者が礼をし終わった後、両副審は選手を畠の縁に誘導し、そこで大会の係が選手を引き継ぐ。

第15条附則 試合開始（抜粋）

- ・副審が選手を開始線に誘導した後、畠の角にある所定の席に戻る。
- ・主審が「礼」を宣言し、この宣言により選手は礼をする。主審は選手に基本の組み方を取らせる。
- ・主審は、組み方がつかむだけで試合開始では無い事を確認する。
- ・主審は試合再開のその都度に、対戦者同士を向い合せて片手を相手の柔道衣の袖（ひじから肩の先の間）に、もう片手は反対側の襟（鎖骨から胸骨の間）を軽くつかんでいることを確認しなくてはならない。
- ・二人の選手は主審による始めの合図の後のみ、動く事が許される。

【注意】（1）選手は「始め」の合図がなされるまで、両手とも離してはいけない。

（2）右利きと左利きの選手が対戦する場合は、赤の選手が先に「組み方」でつかみ、その後に白の選手が「組み方」でつかむ。

第17条付則 「待て」の適用。

試合中、両者が離れたときは「待て」の宣告をする。

第27条付則 （禁止行為と罰則）

「指導の対象」

- （1）障害の程度に関係なく、攻撃の意志が認められず、組み方から片手もしくは両手を離す場合。
- （2）障害の程度に関係なく、故意に場外に出る場合。

特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟

審判員選考に関する規則

1. 規則について

(1) 目的

本規則は、全国大会および国際大会へ派遣する審判長および審判員を選考する手続きについて定める。

日本視覚障害者柔道連盟（以下「視柔連」という）がこの規則を定める第一の目的は、高度な審判技術を有した審判員を公平かつ合理的に選考することである。

(2) 最終的な権限の所在

①主な競技会に派遣する審判長および審判員を選考する最終的な権限は視柔連にある。視柔連理事会は審判長および審判員の選考を強化委員会に委託している。

②強化委員会は、全ての選考において、主観的な見識に頼らず、客観的、具体的な事実に基づいた公平かつ合理的な選考に努める。

(3) 審判長および審判員の選考条件

①視柔連主催大会における審判長は、原則として国際柔道連盟主催大会において審判員を経験したことのあるインターナショナル審判員資格を有する者がその候補者となる。

②視柔連主催大会における審判員は、S ライセンス保持者、及び A ライセンス保持者がその候補者となる。

(4) 審判長および審判員選考手順

①強化委員会は主催大会における審判長および審判員候補者の必要人数等の原案を作成し、全日本柔道連盟（以下全柔連）に上記 3 に記載基準を満たす者の派遣を依頼する。

②全柔連から届いた候補者を強化委員会において委員の三分の二以上が出席し、出席した委員が当該候補者を審判長および審判員とすることにつき審議の上、その可否について賛否を問い合わせ、過半数の賛成を得たうえで決定される。

(5) 選考の時期 選考の時期は大会期日を踏まえ、強化委員会が決定する。

2. 改廃 この規則の改廃は、強化委員会で審議し、会長が決定する。

3. 附則 この規則は、2022 年 12 月 日 から施行する

役員ならびに選手、スタッフ等の旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟（以下「視柔連」という。）の役員および連盟にて指定し（公財）日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）に登録された強化指定選手および強化スタッフ等が会議へ出席する場合ならびに本連盟主催の合宿、競技会、講習会、その他事業等（以下、「競技会等」という。）の業務に参加・出席・従事する場合（出張を含む）の旅費について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる役員、選手等に対して適用する。

- (1) 理事、監事
 - (2) 連盟にて指定しJPCに登録された強化指定選手
 - (3) 連盟にて指定しJPCに登録された強化スタッフ
 - (4) 専門委員会委員
 - (5) 競技会役員（大会会長、同副会長、同委員長、審判員、各競技役員等）
 - (6) 事務局職員
 - (7) その他、本連盟から出席・参加を要請された者（会議への参加、競技会等に従事する競技係員等）
2. 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）およびJPCから助成金を受給して実施する選手強化事業等については、それぞれの事業の実施要項も勘案して、旅費を支給するものとする。

(旅費の種類)

第3条 旅費とは、次のものを言う。

- (1) 出張または競技会等への従事に際して必要な鉄道、船舶、航空機およびバス等、公共交通機関の運賃および料金
- (2) 宿泊料
　　ホテル、旅館その他の宿泊施設を利用した場合に支給する費用

(旅費の仮払い)

第4条 遠地または海外に赴く場合は、必要な経費について、概算仮払いを受けることができる。

(旅費の精算)

第5条 旅費の精算は、帰着後1週間以内に領収書等の原本の添付と共に精算依頼書を提出することにより行う。コピーでの精算は不可。

2. 旅費等は支払いは、原則として本人の指定する口座に振込により支給するものとする。

(交通費)

- 第6条 交通費は、居住地の最寄り駅から目的地の最寄り駅間の経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事由により経済的な通常の経路によることが出来ない場合は、実際の経路により計算する。
2. 経済的な通常の経路においても下記の場合については支払い対象外とする。
 - (1) 当該乗車区間が片道50km未満の普通急行料金
 - (2) 当該乗車区間が片道60km未満の特急料金
 - (3) 当該乗車区間が片道100km未満の新幹線料金
 - (4) 当該乗車区間が片道60km未満の座席指定料金
 - (5) 当該乗車区間が片道20km未満の場合
 3. 交通手段が空路を利用しなければならない場合は、航空会社等が発行する利用経路が記載されている搭乗券半券あるいは搭乗証明書および領収書の原本を確認のうえ実費（ただし上限5万5千円）を支払う
 4. 陸路・航路共に、1事業につき5万5千円を上限とする。
 5. 支払い対象者が視覚に障がいを有する者である場合は、旅費は、障害者割引運賃計算により支払う。
 6. 高速バスの場合は利用バス会社名、便名の分かるものと領収書原本を合わせてご提出ください。

(自動車の使用)

- 第7条 自動車を利用する目的への移動は原則として認めない。事情により自動車で目的地へ移動せざるを得ない場合には、あらかじめ事務局長（またはそれに代わる者）へ理由書を提出し、その許可を受けなければならない。その際の燃料、駐車料、有料道路通行料は、以下の基準に従い支給する。
- (1) 燃料費 出発地から目的地までの走行距離に対し、1kmあたり30円を支給する。ただし、この金額は必要に応じて見直すものとする。
 - (2) 駐車料金 金額を証明する書類を提出し、その実費を支給する。
 - (3) 有料道路通行料金 金額を証明する書類を提出し、その実費を支給する。

(国内における宿泊料)

- 第8条 宿泊料は、原則として、自宅を出発する時間が利用する交通機関の出発時間の3時間より前であれば前泊代、帰宅時間が午後11時より遅くなるばあに後泊代として支給することが出来る。2日以上に亘る従事の場合はこの限りではない。
2. 宿泊料の上限は、1日につき12,000円（宿泊料に夕・朝食代が含まれる場合は夕・朝食代も対象とする）とする。原則として、本連盟が手配し、本連盟からホテルに支払うものとする。事情により、やむを得ず自己手配をする場合は、事前に事務局（またはそれに代わる者）の許可を受けるものとする。
 3. 自己手配をする場合の宿泊料は、それを証明する証憑類を提出し、本規定

に定める額を上限として支給する。

(海外での宿泊料)

- 第9条 海外に赴いた際の宿泊料は、実際に宿泊した施設における room charge, tax, service charge の合計額を実費として支給する。
2. 前項の宿泊料の実費は、書類(receipt)原本の提出に基づき算定する。
 3. 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）およびJPCから助成金を受給して実施する選手強化事業等（海外選手派遣等）については、それぞれの事業の実施要項も勘案して、旅費を支給するものとする。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和2年7月17日から施行し、従前の「旅費に関する支払いのお知らせ」は廃止する。また内容については年度ごとに見直しするものとする。
2. 令和4年4月23日開催の令和4年度第1回総会にて本規程第6条第3項および第4項につき支払上限金額を5万5千円に改定。